

第30回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和7年10月10日（金）13時30分から14時40分

2 開催場所 大津市役所 別館1階 大会議室

3 出席農業委員（15名）

1番	村田	省三	委員
2番	音島	義孝	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	本郷	忠史	委員
5番	井上	一夫	委員
6番	小谷	英利	委員
8番	音野	茂	委員
9番	上田	雄亮	委員
10番	正田	富美子	委員
11番	万木	巳壽	委員
12番	濱田	博之	委員
13番	上野	壽久	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
18番	安井	善次	委員

4 欠席農業委員（3名）

7番	森元	直紀	委員
16番	石津	正嗣	委員
17番	上坂	雅彦	委員

5 会議に出席した農地利用最適化推進委員（5名）

奥村	明之	委員
中井	正敏	委員
西村	和彦	委員
山下	光男	委員
山本	順一	委員

6 説明員（0名）

7 傍聴人（0名）

8 議事日程

- 議案第123号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第124号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第125号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第126号 土地改良事業参加資格交替申出（土地改良法第3条第1項第2号）について
- 報告第160号 農地法第3条第1項の規定による許可申請（競売落札後）について
- 報告第161号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について
- 報告第162号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報告第163号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報告第164号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第165号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
- 報告第166号 農地の転用事実等に関する照会について
- 報告第167号 土地利用協議について
- 連絡事項 遊休農地調査について

9 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査

10 議事概要

事務局長 定刻になりましたので、第25期第30回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。

最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いします。

なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は、議席番号14番西村浩委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いいたします。よろしくお願いします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。

会議全体の司会進行は、副会長の輪番制となっております。本日は、南部選出の副会長であります森繁孝委員にお願いいたします。この後の進行について、よろしくお願いいたします。

副会長 それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。

本日は、石津正嗣委員、森元直紀委員、上坂雅彦委員が所用のため欠席されております。在任委員18名のうち、ただいま出席委員は15名でございま

す。在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願ひします。

会長 <会長挨拶>

副会長 ありがとうございました。

それでは、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規程により、会長にお願いしたいと存じます。会長よろしくお願ひします。

議長 それでは進めさせてもらいたいと思います。

それでは、日程に従い始めさせていただきますが、議事録の整理のため、発言に当たっては挙手していただき、議席番号と名前を述べていただいた上でご発言いただきますようよろしくお願ひいたします。また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようよろしくお願ひします。議事が円滑に進行できますようよろしくご協力をお願ひいたします。

大津市農業委員会の会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

9番 上田 雄亮 委員

10番 正田 富美子 委員

以上、お2人の方、よろしくお願ひいたします。

それでは、これから議事に入ります。

お手元にございます農地法第3条、第4条、第5条の許可要件を説明した資料を備え付けていますので、許可、不許可の判断資料としてご活用ください。

なお、本テキストは、お手元に置いてあるかと思いますが、これは次の総会でも使用しますので、持ち帰らないようお願ひいたします。

それでは、まず初めに議案第123号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 今事務局のほうから説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

No.1の和邇高城の件でございますけども、地元委員が本日は欠席をされておられますので、事務局のほうで委員のほうから何か聞かれてることがござ

いましたらお願ひしたいんですが。

事務局 本日地元委員がご欠席ということで、伝言を預かっておりますので、この場で代読させていただきます。

9月29日に農業委員、推進委員、譲受人、代理人の4人で現地で立ち会いました。当該地は、境界が確定していることに加えまして、今後の耕作に向け、草刈りも終わっている状態でございました。土地も譲受人の自宅裏で管理がしやすく、これまで譲渡人から依頼されて維持管理をしてこられた経過もあります。譲渡人は遠方に居住されており、今後のことを考えての3条申請のため、全く問題がないと判断します。

以上、代読です。

議長 続きまして、No.2の伊香立下龍華町につきまして、地元委員にご意見をお願いいたします。

委員 9月29日に私と推進委員、そして譲受人さんと3名で立会いを行いました。

こちらの農地、3つとも現在まで譲受人が耕作されておりまして、伊香立の中で数少ない〇〇の方でございます。今まで引き続き耕作されておりましたので、今回こちらの地べた自体の所有者が変わるだけということで、何ら問題がないと判断をしております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 続きまして、No.3の大石東一丁目の議案につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 この件ですけれども、今回の譲受さんが対象地の隣に住んで、もう何年も前から、写真を見ていただくと、ハウスを建てて、〇〇をずっとやっておられるというのが現状でして、今回の譲渡人さんとも親戚関係ということでして、相続する分の生前贈与的な権利移動という形での物件で今回の申請ですので、全く現状を見た限りは問題がないと思いますんで、ご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

議長 では、議案第123号の分につきまして何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員 2番目の案件ですけども、この方は地元の方で、私、存じておるんやけど、今はもう実家の〇〇のほうに帰られたんですけど、管理の問題やけど、

ほかにも〇〇地域にも、〇〇にも1haぐらいされてるかな。ただ、管理のほうが行き届いてないんですよ、こんなん言うたら悪いけど。もう水も全然見に来ないし。伊香立のほうの田んぼはどういうふうに管理されてるか。できたら、地元でしたら、同じ〇〇やし、今規模を拡大されるようであれば、その辺また〇〇委員にしていただくなっちゅうことも考えるんやけど、その辺は難しいんですか。

委 員 先ほどいただいたお話の件なんですけども、8ページを見ていただきたいんですが、8ページの4番です。構成員のほうで、申請者とあと息子さん2名の名前が上がってます。真ん中の〇〇さんっていう方が今まで会社勤めをされておりまして、今年から、去年の暮れに退職されて、父親の会社を継がれるっていうか、そういう形で今入られてるんです。今まで会社勤めされたときは、一応〇〇には勤められてたので、耕作とかそういう部分にあまり時期的にどうしても参加できなかつたのが、今年からは、ここ、150日って書いてますけど、恐らく多分これ以上参加されてるような状況になりますて、自分の肌感覚ですけども、昨年と今年とで比べると、管理っていう部分では、草刈りも今まで以上にはきっちりされてるような印象を受けます。ただ、おっしゃるとおり、他所のところまでは確認は自分はできてないので、何とも言い難いんですけども、この地域内に関して言いますと、今まで以上に草刈りとかの管理は回られてるような印象は受けてるので、これから拡大されていくにあたって、この方以外にも2名息子さんがおられまして、今大津市以外に住まれてるのかなっていうような状況なんんですけども、場合によつては手伝いに来られるような姿も見たりはしますんで、受益面積の拡大に伴つて、その辺も配慮されるんじゃないかなというふうには思つております。

以上です。

議 長 よろしいか。

委 員 はい、結構です。

議 長 ほかの方、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ご意見とかご質問もないようですので、お諮りさせていただきます。No.1について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長　　挙手全員により、議案第123号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採決＞

議長　　挙手全員により、議案第123号No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採決＞

議長　　挙手全員により、議案第123号No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第124号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議長　　それでは、この件は9月24日に現地調査をしていただいたということで、一日立会委員に調査をしていただきましたので、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いいたします。

委員　　こちらの農地立会いに関してですが、説明がありましたとおり、9月24日、私が一日立会人として、あと地元の農業委員の方、推進委員の方、そして事務局並びに申請代理人の方と立会いを行いました。

こちら、事務局から説明がありましたとおり、顛末案件でございます。16ページの地図を見ていただきますと、申請地に一部住宅がかかっているというような状況でございまして、こちら、昭和45年に建築された建物がかぶってると。周りの畠に関しましても、こちらの申請者といいますか、持ち主の方と同じ方の持ち物でございまして、昭和45年から建てる建物に関して、周りに関する被害状況というのではないような状況でございますので、このまま進めていただいても問題ないよう感じております。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長　　この案件の地元委員でございますけども、本日欠席されておられますので、事務局のほうでお聞きいただいてこととかございましたらお願ひいたします。

委員　　地元委員欠席でございますので、事前に確認することを代読させていただきます。

現地調査については、9月24日に推進委員、一日立会委員、事務局、申請者、申請代理人が同席の下で実施をいたしました。本申請については、家の建て替えに当たり、農地が含まれていることが分かって、それをきちんと整理しようと手続をされているものであり、顛末書を提出して、以後気をつけるということですので、転用については問題ありませんということでご意見をいただいております。

以上です。

議長 議案第124号の案件でございますが、何かご意見、ご質問等ござりますでしょうか。

(なしの声)

議長 意見、ご質問等ないようでございますので、お諮りさせていただきます。No.1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採決>

議長 挙手全員により、議案第124号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第125号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 説明のほうが終わりましたので、9月24日に現地調査をしていただきました一日立会委員に、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いいたします。

委員 まず、1番目の北比良の農地に関してなんですが、こちら、9月24日に立会いを行いました。私、一日立会人含め地元の農業委員の方、推進委員の方、事務局、そして申請代理人の方と立会いを行いまして、まず見ていただきたいのが、21ページの写真のほうなんですけども、もう上から変わらずこういうふうな形で草が繁茂してのような状況でして、立会いの最中に近隣の方が出てこられたんで、いろいろ説明を聞きますと、この草をどうにかしてほしいということを強くおっしゃっておられました。ここがまず転用で駐車場になるっていうことは知っておられまして、そうするとこここの草の管理もしてもらえるということで、近隣の方は喜んでおられるような状況ではございました。

こちらを駐車場にするに当たってなんですが、周りに農地はあるんですけども、周りの農地よりも、今回この駐車場になる場所が一番低い状況になりますんで、ここで例えば雨が降った場合は、全ての農地に水が回るというよりは、逆に周りの農地からあふれた水がこっちの駐車場に入ってくるような状況でございます。それに伴いまして、事務局から説明がありましたとおり、24ページを見ていただきますと、上のところにU字溝が入ってまして、こちらで排水をするという形になります。

排水のほうが右のほうの道路と書かれましたところを越えて、水路というところに流れるような状況となっております。こちらの水路なんんですけども、もう一度写真のほうに戻っていただきますと、3番目の写真の右側に青色の男性がおられるんですが、これが水路です。見ていただくと、その上に橋桁が乗ってるんですけども、大分大きい水路になってますので、相当な水が流れましても、多分氾濫するとか逆流する恐れはないように感じました。

地元の方からの要望もありつつ、周りの農地への被害もないように感じ、問題ないと感じますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、2番目の桐生三丁目に關しましてですが、こちらも同日9月24日、私含め地元委員、推進委員の方、事務局並びに申請代理人の方と立会いをさせていただきました。

こちらはもともと、今回の申請の前に一度申請が上がってるような状況だったそうなんです。それが一度取り下げられたということで、その理由を聞きますと、写真、27ページを見ていただくと、4番の写真、道を挟んだ右側が1段下がってるんですけども、こちらの下がってる箇所に住宅がございまして、もともとの排水計画でいくと、この住宅のほうに水が流れるということで、この住宅にお住まいの方から考え方直してほしいというお話があって、一度取り下げられた案件でございます。

そこを含めまして、今回、31ページを見ていただきますと、真ん中に既設VP管というふうに書かれておるところから、道を挟んで反対側の水路に排水するという計画で今回提出されております。前のお話を聞いてますと、1番左側の進入路と書かれたところ、マンホール中心と書かれてます。こちらから排水する計画だったそうです。そうすると、道を挟んだ反対側にある住宅に水が流れてくると、住宅側に浸水する可能性があるということで、今回計画を変えられて出されたという案件でございます。

地図のとおり、周りには農地がございませんので、ここを転用することによって回りの農地への被害というのはほぼないような状況です。ただ、心配するのは、この排水の処理だけですが、前回の申請のときと比べて、近隣の方とお話をついてるということで、今回この排水方法で問題ないと伺っており、転用されたとしても被害はないと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 続きまして、地元委員のご意見を伺いたいと思います。
No.1 の北比良につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 事務局並びに一日立会委員が説明されたところは割愛させていただきます。

この案件は、事務局のご説明もありましたように、○○の○○がここを駐車場として利用したいということで、購入は法人名ではなくて経営者個人で取得をされる予定です。あと、申請地の内容ですが、申請書等、現地の状況に違いはなく、申請当時の内容でございました。

雨水のことについて一日立会委員からもご説明がありましたが、付け加えるならば、排水路の定期的な清掃と保守、これを実行してほしいというふうに代理人に申し上げましたところ、それを快くご了解、承諾していただきました。ですので、そのまま実行されれば問題ないだろうと思います。

なお、本件の申請地については防護フェンスは設置されておりませんので、撤去とか、そういうお話しは必要ないと考えております。

以上のとおり、本申請に問題はないと考えますので、よろしくご審議をいただきたいと思います。

以上です。

議長 続きまして、No.2 の桐生三丁目の案件でございますが、これは地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 この案件につきましては、9月24日、一日立会委員と代理人、○○さん、それと推進委員とで現地に立会いさせていただきました。

事務局からこの説明がなかったですが、一日立会委員のほうから少し説明があったと思いますけれども、これは以前7月25日でした、当時の一日立会委員がこの案件で立会いをしております。そのときは、31ページの図面でいうと、この場所を含め一帯の土地、一団の土地として農地転用にするということで現地で立会いをしましたところ、近隣の方から異論が出まして、現地では保留になり、その後取下げになったというふうに聞いております。この地番につきましては、報告事項の18ページなんんですけど、後ろから3ページ目なんんですけども、ここで登記官照会ということで、田、畠、地目は田でした。田を山林にするということで、登記官照会で処理をされておると。なぜ一団の土地で再度しなかったのかということを聞きましたら、明確な返答はなかったです。そうしますに、これをやれば確実に地目が変わって、そういう所有権移転登記もできますし、後々土地利用が資材置場なり駐車場にできるという、そのための手続をなされたような雰囲気でした。結果、手続上は特に問題はないと思うんですが、この登記官照会については、遊休地になってほっとけば必ず、10年もたてば、こういうような木が生え、草が生える状態になるということで、結果的に登記官照会によって何でもできるように

なってしまうと。農地法を無視したような手続に至ってしまうということは、私は大変懸念してまして、特にこんな民家の横手のそういう田んぼについては、いつの間にか勝手に資材置場になるという可能性もあるということから、この登記官照会については、この案件とは別な話になるんですけども、重々注意をして取り組む必要があるんじゃないかなと思っています。

結果、その農地の所有者は放置したことによってレッドカードなんですけど、何のペナルティーもなくして、その土地によって、ほったらかしにした結果、逆に言えば利益を得てしまうようなことになってしまう。手続も簡単にできて売買もできる。その後いろんな目的にできてしまうということで、私はこのことについては注意を払わなければいけないかなと思っております。ちょっと話がそれました。

当日、そういうことで、縮小して、この1筆の土地についての、資材置場ということで出てきました。以前の排水の問題については、近隣の了解も得て、問題なく、了解をいただいたということで、特に問題はないと考えます。ちょっと話がそれましたですけども、この案件については特に問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

今〇〇委員のほうから話もありましたように、登記官照会があつたものについては役員会でもいろいろ話がありまして、その件について事務局のほうからいかがですか。

委員 詳しく言うんやつたらもうちょっと。

分かりにくいのは、農地法に扱う案件と登記官照会の線引きがよく分からぬんです。どこをどうで区分けをしているのか。ほんまにこれええ例なんですよ。最終的には同じ目的で、これ、一団の土地で結果的に資材置場にしてしまうという行為になってしまふと思うんです。なのに、内容は、片や農地法の適用で処理をして、いろんな手続、工夫をしたりして、片や登記官照会でいとも簡単にでき、資材置場にもなってしまう。最終目的は一緒に、別の手法、法律的にいうたら手続上問題ないんですけども、しっかり考えて対応していかないと、私何回か登記官照会に行ってるんですけど、照会はあっても、意見の具申は言えないんですね。言ってないというのか、言えない。それがよく分からぬところで、そこはしっかり事務局のほうで法務局のほうに申し入れていただくかということを、前にもこの話を一度させていただいたと思うんですけど、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 事務局のほう、よろしいですか。

事務局 すいません、今登記官照会のお話も出ておりましたけれども、地目を変え

るときに、もちろん農地法に基づく転用の申請があるときにつきましてはきっちりとした転用目的があつた中で地目が田なり畠から変わるということになるんですけれども、転用目的がそもそもどういったものがあるかということは、山林化してある場合とか、そういうときは正直、転用の目的が山林とか、そういうものは農地法になじまないというふうなものも実際にはございます。そういうときは、地目を変えるときっていうのは、正直なところ、法務局での地目変更の申請を逆にしてもらうほうが手続的にはなじんでくるのかなというふうなところがありますので、そういう方法で取るということも度々あるという現状でございます。

今回の申請地につきましても、もともとこの土地について、資材置場に造成して、抜根なりをした上で資材置場にしようかという、当初計画もされておったんですけども、近隣の方からもいろいろとご意見もあった中で、ある程度造成の規模も抑えておきたいっていうところのご判断をされまして、木は木でそのままの状態で残しておこうというご判断の下、ここについては逆に造成をしないということになりました、ただ地目を変えた中での手続というところで農地法の手続が今回なかなか使えないというところもありまして、地目変更で対応されたといった経緯がございます。

流れについては以上ということでご説明させていただきます。

委 員 そもそもが登記官照会に当たる案件っていうのは、農地を適正に管理していない人がそういう状態にしたわけなんです。それが、遊休地調査っていたら赤になるところ、ほったらかしにしといた人が、逆に言えば受益者となる。真っ当に危機管理してはった人は正当な手続で、農地法の手続をしてやらなあかん。これは大変矛盾があると思うんです。それが 1 点。

もう 1 点は、今言わはったように、今の地目変更したところは触れませんと。それも口約束だけなんですよ。何の担保にもならない。もういつの日か木を切って資材置場にする可能性は極めて私は高いと思います。そういうふうに裏切られたところは、幾つかありますので、口約束、確約書、そんなもんは何の役にも立ちません。ただ、今の木が生えて地目変更するところは、農地法の手が及ばんところですから、それは何とも言えないんですけども、今窓口で話をされたようなことは、将来確約できるということにはならないというふうに思います。

私、家の近隣のところ、ものすごく心配しとるんですよ。もう 1 件、7 月に一度行ったところも家のそばがそういう状態にあったんです。聞くと資材置場で。ですから、いつの間にか、近隣の人が知らんうちに、農地法のことも知らん方も多いんですけど、いつの間にか資材置場になってしまう可能性は極めて高い。ですけど、そういうことについて、農業委員が現地に行っても意見の具申も何もできない。ですから、前段言いましたように、農地を適正に管理してへん人が、そういうことでいとも簡単にできてしまうというのは、これは矛盾してるんじゃないかということを言いたいです。

以上です。

議長 ありがとうございます。

登記官照会、事務局のほうからも都度都度、機会があればまたしっかりと言うていただきて。どこまで向こうのほうに伝わるかですけど、法務局のほうから言わると、もうどうにもならないということを聞いてはおりますので、事務局のほうからも、先ほど言いましたように、何かそういう場があれば、意見として言うていただく形でお願いしたいと思います。

委員、そういう形で事務局のほうへもお願いしたいと思います。

委員 今回の案件のこととはずれましたけど、よろしくお願ひします。

議長 それでは、この議案につきまして何かご意見、ご質問等ござりますでしょうか。

委員 ささいなことなんですけれど、26ページのこと後ろのこここの形は同じなんですけれど、この28ページの形が全然違うのは、隣接関係地図であるから別に構わないってことなんでしょうか。かなり形が違うなと感じるんです。

事務局 すみません。28ページの隣地関係図につきましては、公図を基にこの図面を作つておられる関係上、公図がそういった形状でできているということで、現状の地図と少しずれは出でておりますけれども、公図としてはそういった図面になってるというふうなところでございます。

議長 よろしいですか。

委員 分かりました。

委員 今の件、私もそのことは、最初、公図と実際の形状、○○m²と○○m²なんですよ。ですから、反映すると、この土地、この黄色の部分が大きいなということは感じました。ですから、一部直してこういう形態になってるのかなと、実際のそれぞれのサイズでは、これではないような気もしましたが、測つていませんので分かりませんでした。○○委員と同じことはこの図面を見て思いましたが、それ以上の追及はしませんでした。

以上です。

事務局長 ○○委員も皆さんもご承知だと思いますが、公図は位置関係を表すだけで、測量図とか、実際に測ったものはありませんので、これはもう形が違うというのは致し方がない。また、お金がかかりますが、実際に測量されて境界も全部決められて公図も直されたら形も変わってくると思いますけど、今

の地租改正からずっと引き継いでる公園ではこういったことは仕方がないという状況でございます。

以上です。

議 長 よろしいです、これは。

委 員 参考のために一つ。隣接者への説明義務がありますね。この26ページになりますけども、周辺の状況を見ますと、北側一方の上、現況駐車場なんですね。それと、東側は現況山林で、これは農地ではないんで、それと南側は幅員3から4mの道路やから、それを挟んで対岸の農地、ないのかな、あるにしても、説明義務っちゅう意味ではここまで丁寧にしてやるんですけど、この辺は今後、これ、周辺農地2m以内ってなってますけど、厳密には3m以上になってるし、だからほぼ説明する、周辺状況を鑑みてする必要があるかどうかという、この点、事務局、どういうふうにお考えですか。丁寧にいろいろ、自治会とか、改良区の方が立ち会うておられるんですね。

委 員 多分、先ほど言いましたけど、前回申請した土地の申請の中で、現地でもめました。近隣の方が出てきて。先ほどちらっと言われた最初に計画してた排水路の先は民地内水路でして、青線じゃないんですね。下の家の方のところの横手に通ってる水路に流れてくるということで、いろんな問題になる。そういうことから、今回の申請に当たってはしっかりと周辺あるいはこの団体にきちんと説明をして申請をされたというふうに聞きました。ずっと事務局の考え方があるんでしょうけど、私はそこまではなかったんではないかなと思います。そういう経過の中でこういう報告書を協議録をつくられたというふうに思ってます。

以上です。

議 長 事務局、何かございますか。

事 務 局 そうですね。今回につきましては、確かに隣接農地の方以外にもいろいろと排水のところで、事前の申請のところで一旦取り下げられた経緯もございましたので、そのあたり、排水のところを地域でしっかりと、今回抑えてから申請を上げてほしいと伝えておりましたので、そのあたりを地元の同意をきっちりと取ってこられたといういきさつがありますので、隣接農地以外の方にも今回については確認を取られた部分がたくさんおありだったというところはございます。

以上です。

議 長 ありがとうございました。
ほかにございますか。

(なしの声)

議長 では、ないようでございますので、お諮りさせていただきます。
No. 1について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採決>

議長 挙手全員により、議案第125号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No. 1については許可することを決定いたします。
続きまして、No. 2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採決>

議長 挙手全員により、議案第125号 No. 2は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第126号 土地改良事業参加資格交替申出（土地改良法第3条第1項第2号）についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございました。
説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

委員 あまり知識がないものでこの資料を、賃貸借権と使用貸借権とどのような違いがあるのでしょうか。教えていただけませんか。

事務局 ご質問ありがとうございます。賃貸借は、いわゆるお金とかが絡む貸し借り、使用貸借というのは、よく親子間とかであるんですけど、無償での貸し借りというものになります。
以上です。

議長 ○○委員、よろしいですか。

委員 無償だったら使用貸借権。

事務局 はい。

委員 親子関係はないでしようけど。

事務局 今回、すいません、例があれですけれども、無償であれば使用貸借、有償であれば賃貸借という、そういう整理になります。

委 員 分かりました。

議 長 よろしいですか。

委 員 はい。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 では、ないようでございますので、お諮りをさせていただきます。
議案第126号 土地改良事業参加資格交替申出、これにつきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第126号 土地改良事業参加資格交替申出は許可することに決定いたします。

続きまして、報告案件です。

報告第160号 農地法第3条第1項の規定による許可申請（競売落札後）について、報告第161号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について、報告第162号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第163号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第164号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第165号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、報告第166号 農地の転用事実等に関する照会について、報告第167号 土地利用協議について、以上8件、一括して事務局の報告を求めます。

事務局 今回の報告をさせていただく前に、前回の総会のときに○○委員からご指摘をいただいて、結局その場では即答ができずに回答を保留させていただきました農地法第5条の届出の件についてこの場をお借りしてご回答差し上げたいと思います。

先日の委員からのご指摘というのが、園芸用地を転用目的とする5条の届出を当事務局が受理したことについて、当該目的であれば、5条の届出ではなく3条の許可申請が正しいのではないかという質問について即答ができなかつたもので、保留させていただいた経過がございます。

まず、この回答、結論から申し上げますと、5条の届出の受理で問題ございません。こちら、県のQ&Aで庭園等に使用する各種の苗木を幼木から栽培している場合は、こちらは農地に該当しますが、成熟樹木の管理が主である場合には農地とは言えないという見解が示されております。今回譲受人は隣接地で販売目的での経営をされておりまして、当該地の使用目的は成熟樹木を管理するために当該地を購入したいということをあらかじめ聞いておりましたので、先ほど結論で申し上げたとおり、3条ではなく5条の届出の受理で問題がないという結論でございました。

以上、回答でございます。

＜事務局、報告案件について資料に基づき報告＞

事務局 引き続き、報告の関係で一点ご提案をさせていただき存じます。

先般開催された役員会において、報告事項の説明を簡略化してはどうかと提案を受けました。

つきましては、毎月定例の報告については説明を省略させていただき、本日ご説明させていただいた買受適格証明や事業計画変更など、定例ではない報告については、これまでどおりご説明させていただきたいと考えております。

ご検討方何卒よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

ただいまの報告内容と報告方法を簡略化する提案について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員 すいません、教えていただきたいんですけど、14ページの報告第165号なんですけど、2番なんですけど、これは届出っていうのは必要というか、公共用でも面積で税金払ってはるのでしょうか。

事務局 ご質問ありがとうございます。ただいまご指摘がありました14ページの2番、現況が公衆用道路となってしまっているところ、お見込みのとおり、現地の登記地目が田畠、農地でございますので、こういったものは届出の対象となります。

以上でございます。

委員 税金、ほんでこの田のこんだけの面積はこの方が払うのかな、公共であっても。

事務局 はい。

委 員 減免されないのか。

事 務 局 減免されるかどうかというところで、公衆用道路の場合、そもそも税金が課税されていない場合は、こちらのほうの、ふだん見ている台帳、そこに上がってこないことがあります。その場合は、台帳に上がってきていらない別の、そういう減免されているとか、免除されている、課税されていない農地のエクセルの表がありまして、それと突合した結果、今回先方がこの土地を相続しましたということで持ってこられている謄本に田畠というところが確認された場合は、エクセルのリストと突合しまして、間違いなく農地だということが分かれば再度その筆を起こしてきてまして、3条の届出を受理している経過がございます。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。

委 員 はい。

委 員 10ページの、同じような感じなんんですけど、教えていただきたい。この売買の件なんですけど、これは市街化区域の田ですよね。

事 務 局 はい。

委 員 この場合は何も、届出だけと。

事 務 局 はい。

委 員 ここにあるのが、登記地目が田で、現況が宅地と、家が建ってるのかなと思うんです。この場合は顛末書は要らないんですかということがまず一つ。

今年の4月に法改正されまして、農地法違反の方が、農地法、いろいろ違反がありましたよね。農薬取締法とか、ああいうのに反する方は売買できなかつたりとかっていう制約ができましたよね。例えば、これ、市街化区域で売買されますよね。田の地目で家が建ってますっていうのは、これ、農地法違反ですよね。

事 務 局 はい。

委 員 となった場合、4月以降、そういう法令が変わりまして、農地法違反して売買なり転用できなくなりました。これ、どうなるんですか。市街化区域であれば、無法状態というか、ということでよかったです。

事務局 この顛末の取扱いなんですけれども、明らかに現地を、家を建てて、非農地化してしまっている場合は、おっしゃってくださいましたとおり、顛末書を添えていただくようなケースもございます。

もう一つの質問の3条の関係で、日々受け付けている中で、所有されてる農地を見ている中で、市街化区域調整区域を問わず、違法に転用されてる土地があれば、まずはその土地を整理されてからでないと3条は受け付けられません。受け付ける段階できっちりそれは、調整区域であれば、まずは4条の顛末で許可を取っていただいた後でしか3条許可申請はこの4月からもう受け付けられませんということで指導をさせていただいております。

もしそれが市街化区域で、次、誰かが買いたいということであれば、市街化は届出を出していただければ、もうそこは一定整理ができたという形で、届出を出された後に3条申請に臨むというのは特段法律上は問題ないというふうに整理をしております。

委員 じゃ、今回のケースは、言ってしまうと、その中身が飛んでるわけじゃないですか。

事務局 はい。

委員 分かんないですけど、その現場を見てないので。登記地目は田、現況は宅地、家が建ってるかどうか分かりません。普通の更地になってるかどうかも分からんんですけど、これを売んねんって持ってきはったわけじゃないですか。となると、本来であれば、先に1回顛末を出して転用で許可をもらつてからでないと売買ができないということですね。

事務局 調整区域の3条であれば。

委員 ですよね。だから、今の現状でいったら農地法違反になっている状況。

事務局 そうです。

委員 だから、それを是正してからでないと取扱いできませんよと。

事務局 実際にこの4月から日々電話、窓口に来られてるんですけども、結局譲受人の方がそういう違法の土地があつて、その後全然前に進んでいない案件とかがたくさんありますて、まずは必ずきっちりご自身、譲受人の土地を整理してから3条申請に臨んでくださいというご案内をしておるので、塩漬け状態になっている、ご相談された以降、費用がかかるのでもうちょっと待ってほしいということで、進捗を確認するとそういう状態の方もいるんですけども、3条申請をお考えなんであれば、そこは徹底しております、今は。

- 委 員 市街化区域の場合はこのままでも問題ないってことですか。
- 事 務 局 市街化区域の場合は、まずは届出を出されて、うちのほうが受理を。
- 委 員 届出というのは何の届出。
- 事 務 局 転用の届出です。転用届を出された後は、もうそこは整理されたという認識になりますので、3条申請を受け付けることはやぶさかではないかなと思ってます。
- 委 員 今回、これはどうなるんですか。転用の。
- 事 務 局 これは、通常のご自身が持つておられる農地を譲受人がこういう転用目的でもって転用したいということでしたので。
- 委 員 これは問題ない。
- 事 務 局 はい。市街化区域ですので、どちらかというと一方通行の、書類がしっかりとそろっていれば、こちらのほうで届出を受理しないとかという選択はありませんので。
- 委 員 項末書も要らない。
- 事 務 局 項末も、完全にその1筆が、家が建つてたりすると項末書を頂くケースもあるんですけども、今回は頂いておりません。
- 委 員 それは向こうの性善説で。
- 事 務 局 そうですね。
- 委 員 というわけですよね。こっち側から1回そっちの見に行って、いや、建つてるやんとかっていうことはないってことですね。
- 事 務 局 はい。
- 委 員 分かりました。
- 議 長 ほか、何かございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただいまの報告内容と報告方法を簡略化する提案についてお諮りをさせていただきたいと思います。

ただいまの報告方法の簡略化案に賛成される方は举手をお願いいたします。

<採決>

議長 賛成多数ということですので、簡略化することに決定いたしました。

報告方法を簡略化することに決定いたします。

今の報告に併せてですけども、私のほうから先に申し上げてます。今回ですと、報告第160号から報告第167号のところまで全部口をかむような感じで申し上げておるんですけども、これを例えれば報告第160号から報告第167号まで何件の報告を求めますということに、次回からですが、させていただいてもよろしいでしょうか。書面的にはこのままになるんですけども。私から申し上げるのを今回ですと、例えば報告第160号から報告第167号の8件の報告を求めますという形に申し上げさせていただいてもよろしいでございますか。

それでもよいという方につきましては举手をお願いいたします。

<採決>

議長 ありがとうございます。

次回からそういう形でさせていただきたいと思います。

今のこれは事務局の案にも何もありませんので、事務局は一瞬何やろなと思われるかもしれません。

続きまして、連絡事項で、遊休農地調査について事務局の説明を求めます。

事務局 令和7年度の遊休農地調査は、昨年度と同様に「アクタバ」を用いて調査を実施します。

まず、調査の流れをこのA4資料でご説明します。

事前に事務局が農業委員毎に調査箇所を決定し、アクタバに調査箇所を登録しました。調査対象農地は「耕作放棄地率80%以上の農地は除外し、80%未満で数値の高い方から選定」「500m²未満の農地は除外」「現況地目・登記地目が農地（田・畑）のものから選定」「農業委員ごとに50筆を目安に調査箇所を選定」としております。

今月から12月にかけて農業委員と推進委員が協力して現地調査の実施をお願いします。

調査後、事務局が現地調査の確認結果を整理し、「緑区分」「黄区分」と判定された遊休農地について利用意向調査の対象者リストを作成します。

今年度の利用意向調査は、1月～2月末にかけ事務局からの郵送で実施します。必要に応じ、農業委員さんと推進委員さんにも利用意向調査のご協力をお願いします。

最終、事務局より利用意向調査の結果を農業委員へ報告する流れで考えております。

次に、タブレット操作の説明を当日資料のアクタバ操作マニュアルでさせていただきます。

最初はタブレット内のアクタバアプリについて今年度版が開くか確認いただきます。

資料の⑦ですが、農地タイプを選択というところが一番大事になります。この「緑区分」「黄色区分」が遊休農地の対象です。タブレットの操作自体は昨年と変更点はございません。写真の登録は、今年度より「緑区分」「黄色区分」のみで大丈夫です。

資料の⑯について、調査後判定が完了すると農地の色がつきますので、調査終盤、未調査地の確認などにご活用ください。

また、資料の⑰について、航空写真ですが、アクタバの衛星写真自体が5年位前の写真でこれをすぐに最新のものにはできないとのことで、ご注意いただきたいと思います。

資料の⑲について、前年度、今年度で切替えのボタンがございます。

調査対象農地の50筆は紙のリストもご用意していますので、適宜活用しながら調査の方進めていただきたいと思います。

今回、割り当てた圃場を全て確認していただかないといけないわけではありませんので、調査が難しい農地等は判定せずに残しておいてもらってもかまいません。いつ回るのか、どのように回るかは地域ごとに農業委員さん、推進委員さんで決めていただいて構いません。登録状況については、随所事務局でも進捗状況は確認させてもらいますし、また定例総会でも随時報告をさせてもらいます。今回でアクタバでの調査も3年目になりますので、タブレットの動作環境や通信対応等で、いろいろと課題があることは認識していますけれども、また今年度もこのような流れで遊休農地調査を行いたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

委 員 すいません、用語で教えてもらいたい。8番の現況位置。連担が困難の連担とありますが、連担って何ですか。

事 務 局 連担。

- 委 員 ここから傾斜地で、まあ分かりますね。整形地、狭い土地やとか、湿田とか、こう大体想像がつくんですけど、連担って何ですか。
- 事 務 局 何でしょう、農地が続けて存在するような。
- 委 員 せまち直しの部分の2筆を一つにするとか、そういうことができない土地違いますか。
- 委 員 いや、田舎に行くと、それ3枚が1筆とかでいろいろあるんやわ。
- 委 員 何でしたっけ、5条案件でやった転用の桐生のこういう、1筆なんですか、中で分かれてる、そういう解釈でよかったです。
- 事 務 局 そうですね、はい。
- 委 員 けども、連担が困難って言い方がおかしいな。
- 委 員 連担で耕作が困難なら意味が分かるけど、連担が困難ってどういうこと。
- 委 員 今回、うちのところは市街化区域は全然ないんですけど、中山間地の3つの集落があるんですけど、ここは優先的に調整区域のまた農振地域ですか、そちらのほうに今回も絞ってやるということになるんですね。
- 事 務 局 多分〇〇委員のエリアはそうなってると。
- 委 員 ほんと2人とも、推進委員の方も違う集落なんです。土地勘があまりないのと、所有者のお名前は分かるんですけど、田んぼは表札が何もないし、それこそ、だから大変前回も苦労したんですけど、そして、これ、1通ずつですね、推進委員さんと。
- 事 務 局 そうですね、取りあえず。
- 委 員 最初50ぐらいや言うので、その分は手落ちのないように全部やらせてもらおうと思いますし、市街化区域も結構遊休もあるんですよね。そこはご指定、言われたとおりにさせてもらいますけども。体がついていかへんのやわ。棚田とか、谷底に行ったりとか。道がないような、荒れ地のとこ。
- 事 務 局 本当に設定するときも思いましたけども、荒れてそうなところがあちこちにありましたので、なかなかそれが農地として復元するのも難しいようなところがたくさんあるだろうなというふうな、青地農地でも山間部とかは結構

谷あいとかはなかなか使われてないんだろうなというところはあります。

委 員 その上の○○の営農組合がやってるところが見下ろしてるように見える、管理してるのは、そういうところやろね。上から見下ろして大体分かったけども、谷まで降りたら、もうそういうとこが至るところにある。まあ、やらせてもらいます。

委 員 この説明資料の一番最後、星マークみたいになってるよね。これを押すとどうなんの。

今までこんなに使ったことないんやけど。

事務局 ログアウトするためのところなんですけれども。

委 員 また追加ができるの、それとも例えば1週間やるとしたら1日ずつこれを押すの。

事務局 恐らくログアウトをしなければアクタバ押したときにもそのまますぐに立ち上がるような状態にはなってるんだとは思います。

委 員 ほな、ログアウトするためのもの。

事務局 そうです。これはログアウトの操作を説明してるものですので、絶対しなあかんっていうわけではないです、確かに。

委 員 押してはいけないとか、事務局のほうに連絡が行くとか、そういうことはない。

事務局 そういうのではないです。

委 員 はいはい、分かりました。

委 員 すんません、⑧の7のとこで、7の下に8があって、そこの現況位置ありますて、ここに遊休農地、非農地になってる土地の状況を一つ選択と書いてあるんですが、その上のとこで耕作してるということであれば、ここはもうボタンを押さないでいいんですか。

事務局 そうですね、要らないです。

委 員 9番の発生の場所についてもボタンを押さなくてもいいってことですか。

- 事務局 はい。
- 委員 分かりました。
- 委員 3点ほど、すんません。
先ほど委員が言わされたように、去年やったやつが私のとこもぱっと見ると7か所になるんですけど、それも行けということですね。
- 事務局 そうです、そうです。
- 委員 もう一遍再度確認してます。
- 事務局 はい、すいません、引き続き。
- 委員 2点目は、明らかにそこに家が建ってるとか、農地以外にも利用されているのが幾つかあるんですよ、ぱっと見ると。それはどういう判断、赤なのか、農地法違反なのか、赤色の、それはどう表現するんです。
- 事務局 家が建ってたりするのは、転用済みの農地ということで、再生困難としていただいたらいいです。
- 委員 もう一度、農地、転用。
- 事務局 ボタンとしては再生困難ですね。もう転用されてる農地ですので。
- 委員 違法やね。
- 事務局 違法もあれば手続したけれども地目が変わってないこともあるかと。
- 委員 違法でいいのでしょうか。
- 事務局 違法もあれば、手続したけれども、地目をちゃんと変えてないとか、そんなんもあるんじゃないですか。
- 委員 ですけど、それも確認してここにピックアップしてくれはる、てやるわけではないんですかね。
- 事務局 そうですね、データ上分かるやつはしてるんですけども。
- 委員 ほな、コメントにここには建物が建ってるということで書けばいいんです

ね。

事務局 そうですね。そういうコメントが入れられる項目もあります。

委員 おととしはそういうふうなところが多かったんで、そういうふうにいっぱい書きましたんで。

事務局 ありがとうございます。⑬の備考のところで、ここは備考欄というのが、文章を自由に入れるようにはなってますので。

委員 3点目、赤は確かに木が生えたり、前みたいに木が立ったって分かるんですけど、黄色と緑の区分つちゅうのは、1枚の土地でも一部土地を、隅っこのはうで畠をしてあったり、いろんな状況があるんですけど、その辺の判断はもう私にお任せということですね。

事務局 そうです。そこは実際線引きはかなり難しいところはあります。

委員 分かりにくい、ものすごく分かりにくいところがあります。今年は生産を上手にしてはるかも分からへんし、行くとなかなか分かりにくい、はもうお任せ。

事務局 はい、お任せいたします。あと、時期によっても確かにあります。

委員 分かりにくい。

事務局 ずっとやってはったんやけど、今はたまたまやってないよう見えたりとか、そういうなんもいろいろあるかと思いますので。

委員 分かりました。
以上です。

議長 ほか、ございませんか。

委員 もう一つ。私、今、画面を見てましたら、たくさん古い写真があんのやけど、これは消すのはどないしたらええんやろ。

事務局 16番のところで、登録済みの画像をダウンロードとか、削除する方法というところで載ってるので、画像を削除するときはこのようなところで消していただく方法で問題ありませんので。

- 議長 問題ないの、消してもいいの。
- 事務局 はい。
- 委員 一発で全部消す方法はあるんかね。
- 委員 多分タップしてたらずっと選べるん違います。最後に一発でぽんとしよつたらできると思います。チェックしたとこだけ。
- 委員 そういう感じね。ほんならやってみます。ありがとうございます。
- 委員 もう一つだけ。今のご質問で、写真、これ追加してね。このタブレットの中に写真が記録されますやん。その後、登録しますわね、今のこの調査をね。その原本になる写真を消したらどうなるの。もうこっちからも消えるの。
- 事務局 原本、これは今回は貼付けしてるやつを消すような操作ではあるんですけども。
- 委員 この中に既に何百枚と入ってねんやけど、それを消してしまいたい。消したら、調査したやつに添付したやつも消えてしまわへんもんなのかなと思うて、心配で消してへんねん。
- 事務局 一旦貼付けができたら、そこは大丈夫やと思うんですけどね。
- 委員 またちょっと調べといってくれへん。
- 事務局 はい。
- 委員 今のに関連してなんですけど、前年度の写真が結構入ってるんですよね。新たにこれ調査行って、写真でスナップを撮ったら、この去年の続きからこう登録、載ってるんですかね。
- 事務局 去年の。
- 委員 追加は全部載りますわ。
- 委員 その後に、去年の続きに入ってくるんですかね。
- 委員 それは入ってます。

- 委 員 今確認しようと思うて、去年のやつをみんな消すと、新たに今年のやつは分かるんですけど、前年度のやつも残って、また今年スタートして、その境目をどうしたらええかな。
- 委 員 何かいつもは紙に書いて日付を残しておくとか。
- 事 務 局 去年の写真 자체は消していただいて問題ありませんので、最初にそのあたりも分かりにくいやつやったら、最初に全部消していただくっていうところでも構いません。調査対象、同じようになってて。
- 委 員 一括で去年のデータ、写真は消せんのね。
- 事 務 局 一括の方法が、すいません、ないので。
- 委 員 画面をちこちこ押してもらうたら、この隅にチェックがあるんですよ。レ点がぽんぽん、上がってくるんですわ。それで一括でごみ箱っちゅうて入れたら消えると思いますわ。
- 委 員 この1件1件をあれして。
- 委 員 うん、そう。それでいいかと思いますね。
チェックしてもらうて、この上にごみ箱って出るんですわ。見にくいけど。ここにごみ箱の絵が出てるんですわ。右上に。真ん中3つある中で。
- 委 員 これ、一覧用のやつ出ないんですけど。
- 委 員 フォトっちゅうやつを開けてもらうたら。
- 委 員 すんません、ちょっとわからない。
- 委 員 さっき農地転用の反映がここにできてない場合があると言われましたやん。現地確認アプリを見ても、これを見ても、家にかぶってる農地がようけあるんですけど、現実的な話はどうなんでしょうかね。
- 事 務 局 現実的な話。
- 委 員 農地転用はできてて、ここに反映できてないのか、ほんまにできてないのか、農地転用できてないのかということについてはどうなんでしょうかね。

事務局 実際大津市内でできてないのは、恐らくかなりの数あります。この農地と情報を見ると、たくさんそういった建物が入ってるようなところが農地として、エリアとして入ってたりしますので。

委員 今見てもそうやったんですけれど、前にたまたま町内のやつを見てたら、あっこの家というのが幾つか出てくるんで。

事務局 ですんで、実際白い枠が入ってるやつは今は農地としてうちが管理してるような土地になるんですけど。

委員 それが地目変更できてないと、こここの反映は解除されない。

事務局 はい。

委員 分かりました。

事務局 だから、たくさん、それこそ、顛末案件の予備群みたいなのは物すごくたくさんありますわ。

委員 ですけど、農地転用できたって、その後の処理ができない場合もあるということ。

事務局 はい。

委員 分かりました。

事務局 許可だけ取って、その後法務局でも手続をされてる。

委員 ここで地目が変わらないと反映できない。

事務局 そうです。

委員 そうやけど、農地転用じや速やかにそこが除外されるのではないですか。

事務局 そこ、いろいろとデータを突合する中で、登記地目がどういった状態なのかというのがベースにはなってくるので、農地として残ってるところはかなりあります。

できれば、去年は去年で、この1年たってどうなってたかっていうので。1年たって荒れてる度合いが変わってないかどうか、それも含めての確認をお願いしたいです。

事務局 写真については、今回耕作とか再生困難のやつはもうつけていただかなくて大丈夫ですので。耕作されてるところは写真なしでも大丈夫です。

議長 ほか、ございませんか。

委員 ちょうど昨年の今頃ですけど、市長との意見交換会をさせてもらいまして、聞くところによると3年に1回っていうことなんですけども、昨年度の要望事項、重要事項3点も、ここに書いてるとおり、要望を検討してほしいとか、考えてほしいとかそういった、また整合性を図ってほしいとか、そういうふうにその場で申し上げているけど、これについての具体的な進捗とか返答は、1年たったんですけども、今の状態では一方通行のままなんでしょうね。この辺、できることであれば、よりもうちょっと、私もその場にいて、なかなか雰囲気的にもすぐにどうこうっていう、そういう決議も得られなかつたし、そういう意味でまた再度要望していただけるように図っていただきたいのが一つ。

もう一つは、今日も5名の推進委員の方々が熱心に来ていただいているんですけども、傍聴っていう形で、我々の農業委員会の中の議決までは参加してもらえないにしても、各案件については、制約があるんですけど、地元の場合だけは質問なり、質疑させてもらえるんですけども、その他のところは、私も前回、前のときに2、3回参加させてもらったんですが、それは全体についても、ただ質疑させていただければ、また次の次年度農業委員になられる方もおられると思いますんで、一緒なんで、できたらそのようにしていただければと思います。勝手に思ってるだけなんで、またその辺、役員会で諮っていただいて。

もう一つは、私、農業専属でやつとて、ご存じの方もおられると思うんですけど、再生二期作ということで、刈り終わった後、また水を入れるとひこばえが成長して、またそれから2期目に、収量はあまり採れないんですけども、恐らく農薬とか肥料もやらずにできるような、そういう技術が全国で普及しつつありますんで、今日は〇〇委員が〇〇反をやってるということで、できたらここでその経過を説明してほしいんですけども、それについては農業委員と、一員として自主活動としてお認めいただければありがたいです。

それで、事務局長にもお願いに上がったんですけども、これは役員会を通して審議してほしいっていうことになってますんで、それだけ役員会で1回諮っていただきたいという、それだけのご判断をこの場でいただきたいんですけども、できたら。

以上です。

議長 まずは事務局と話して検討させていただきます。

委 員 はい。いきなり申して、ほんまに申し訳ございません。

議 長 いえ。今言っていた中で1点だけ、推進委員さんに対しての、今回ですけども、一番最後に何かご意見とかがあるようであればお聞きさせていただくようにいたしますので。

委 員 はい、ありがとうございます。

議 長 取りあえず、今の、すいません、調査のほうでの質問関係、もうございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、調査のほうについてもよろしくお願ひいたします。

それでは、すいません、ご出席いただいたる推進委員さんの皆さんのはうから何かご意見とかご質問とかがございましたら。全体を通して。

推進委員 先ほどアクタバの写真の件で、緑と黄色か、緑と黄色だけ写真を撮ってもろうたら結構ですよっていうふうにおっしゃっていたいたんですけど、再生困難のところで家が建っていきよるというのは写真は要らないんですか。

事 務 局 再生困難なところは、今年はもう写真なしで構わないというところで整理しております。

推進委員 それと、備考欄っていうか、コメント欄なんですけども、毎年できるだけ入れるようにしてるんやけど、今言うたように適宜必要な現地であればっていうふうに書いてありますので、備考は任意でよいですか。

事 務 局 特に問題ない圃場であれば備考欄はなしで大丈夫です。適宜入れてもらうような形でご使用いただければと思います。

議 長 ほか、ございませんか。

いきなり言えと言われてもどうかなと思うんですけど。

(なしの声)

議 長 もうないようございましたら、会議のほうを終わらせていただいて、司会のほうへお返ししたいと思います。よろしいでございますか。

副 会 長 そしたら、長い間ご審議お疲れさまでございました。
以上をもちまして第30回定例総会の全ての議案、報告、連絡事項を終了いたしました。ありがとうございました。

議事録署名委員

議長（本郷忠史 委員）印

委員（上田雄亮 委員）印

委員（正田富美子 委員）印